

社殿を再建し、更に百貫文の地を寄せたり、慶長八年片山右之進吉田家に具狀して式内小内神社の稱號を請ひしが、事停滯更に小内八幡宮を得て僅に郷名をも存するを得るに至れり、尋て同家より寛延年間上高井郡綿内村の社に小内神社の稱號を許可せしより、綿内村争論に及び、後又屢同家に訴ふる所ありしも、遂に其裁決を見るに至らず、依て原稱に従ふと云ふ、寛文五年飯山の城主松平遠江守忠親、資を寄せて之を再興す、後天保五年中野支配所の代官關佳六源忠應神門並に鎮座門を造立す、明治六年四月郷社に列す、境内老杉古松森々枝を交へ、社殿其間に嚴在し、清肅の風趣自ら端然たらしむるものあり。

社殿は本殿、拜殿、祝詞殿、隨神門、瑞橋、鳥居等を具備し、境内地千七十坪(官有地第一種)あり。

境内神社 天満社

例 祭 日 九月十五日

神饌幣帛料供進 明治四十一年九月廿日
指定年月日 告示第二百九十四號

會計法適用 明治四十一年十月廿七日
指定年月日 告示第三百七十七號

氏子戸數 未詳
崇敬者員數 未詳

○長野縣信濃國下高井郡平岡村大字笠原郷社

祭神 少彦名命

創立の年代を詳にせず、往昔宇天神前現社地の東に北方約三丁に鎮座せしを、中古數度の洪水にて社殿流失せしかば、今の地に遷座せりと云ふ、延喜式高井郡笠原神社とあるは是なり、神名帳考證、磯城王、繼體紀云、武藏國造、笠原直

使主、姓氏錄云、笠原真人、天武皇子磯城親恐親王之後也、神社數錄、笠原神社、笠原は加佐波良と訓べし、○祭神笠原真人祖歟、○云々、大日本史神祇、笠原神社、今在笠原村、社南有神宮寺舊跡、號笠原山本社は往古笠原牧を置かれたる時は官祭にも與り、典禮も嚴重にて、近郷十七ヶ村の崇敬社なりきと云ふ、舊社地の附近に彌宜畑の場火打田等の字あり、又散法院と唱ふる字あり、口碑に云ふ、該地は別當神宮寺井上本誓寺の跡にして、洪水の爲め越後國に移りし者と云ふ、神祇志料、笠原神社、今笠原村にあり、按本社の南に舊神宮寺の古蹟あり、笠原山本誓寺と云ふ、又證とすべしと、今越後國中頸城郡高田町にありて笠原別格別院本誓寺と稱する者是なりとぞ、舊記に曰く、同寺は鎮守府將軍源賴信朝臣の後裔、信州高井郡井上城主源滿實の息、光盛法名教念の開基にして、同寺七世僧性順、應永十二年關東兵亂の爲め足を止むる地なし、依て傳來の寶物を守護して笠原に一寺を建て、井上本誓寺と稱す云々、寛文十一年湯交川大洪水に當り社殿流失せしかば後再建す、寛延三年同郡若宮村八幡社に本社々號の額を掲げたれば、支配代官所及び江戸奉行所へ出訴し、寶曆二年奉行三井下總守遠藤伊勢守立合裁許ありて本社勝訴に歸せり、文政六年正月京都神祇管領より笠原神社の神宣狀並に祝詞及び社號の額字を受く、從來社領として高二石八斗二升一合を附せられしを、明治四年上地す、同六年六月郷社に列す。

例 祭 日 九月三十日

神饌幣帛料供進 明治四十年四月五日
指定年月日 告示第九十九號

會計法適用 明治四十一年十月廿七日
指定年月日 告示第三百七十七號

氏子戸數 八十四戸
崇敬者員數 未詳

○長野縣信濃國下高井郡中野町大字中野町字諏訪